

「くまモンファン感謝祭2025 in OSAKA」企画運営業務委託に係る企画コンペ募集要項

1 企画コンペ実施の目的

熊本県営業部長兼しあわせ部長の「くまモン」の活動を日頃から応援いただいているファンの皆様に感謝の気持ちを伝えるとともに、くまモンの魅力や熊本の観光（DCキャンペーン）・物産等の情報を発信することにより、新たな「くまモン」ファン及び熊本ファンを掘り起こすことを目的とする本業務を適切に実施するためには、高い企画力・運営力等の専門性が必要なことから、これらを有した者を選定するため、企画コンペを実施する。

2 業務委託名

「くまモンファン感謝祭2025 in OSAKA」企画運営業務

3 業務内容

別添「くまモンファン感謝祭2025 in OSAKA」企画運営業務委託仕様書のとおり。

※仕様書の内容については、熊本県大阪事務所及び受託予定者との協議により、予算の範囲内で変更する可能性がある。

4 提出物

委託期間：契約締結日から令和8年（2025年）3月19日（木）まで

5 事業費上限

①事業費上限：6,600千円（消費税及び地方消費税を含む）

②事業費上限：3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

①+② 事業費合計上限：9,600千円

※①については、くまモンファン感謝祭実施に伴う費用（企画費、会場使用料、音響、物産展のブース代、熊本県出身の著名人の出演料（MCや関係者含む）、ステージ施工費用、広報費、製作費、運営諸経費、人件費、くまモン隊諸経費等）

※②については、観光PR（DCキャンペーン含む）に関する費用（企画費、熊本県出身の著名人の出演料（関係者含む）、熊本県内市町村のブース代、広報費、製作費、運営諸経費、人件費等）

※見積書は①、②それぞれで提出すること。なお、会場使用料、音響、ステージ施工費は①で支出すること

6 参加資格

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者
 - ③ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次の②及び③に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 提出物

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

- (1) エントリー申込書（様式1）[1部]
- (2) 会社概要（様式2）[1部]

「事業内容」「組織概要」「会社の沿革」「その他参考となる事項」については、パンフレット等既存の資料の添付でも構わない。

(3) 登記事項証明書 [1部]

法務局が提出日の3カ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

(4) 直近2事業年度における決算書の写し [1部]

(5) 納税証明書（原本、3カ月以内に発行されたもの） [1部]

① 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

② 県税に未納がないことの証明書

原則として、熊本県税に未納が無いことの証明書を提出することとするが、熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書を提出すること。

※東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書

※提出物の省略

現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記(3)から(5)までの書類を省略することができる。その場合、(様式1)の【参加資格要件の申し立て】の表の最下段に該当する登録番号を記入すること。

(6) 委任状 [1部]

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

(7) 提案書（様式3ほか） [4部]

※詳細は「8 提案書の内容」参照

(8) 事業者の取組に関する申出書（様式4）

(9) 質問書（様式5）

質問がある場合は、質問書を電子メールにより提出すること。

※質問書提出先：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp

※電話で到達確認をすること（TEL：06-6344-3883）

※質問は、提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。

8 提案書の内容

(1) 提案書に記載する事項

①表紙（様式3）

②実施方針等

ア 業務の具体的な実施手順やその考え方、作業スケジュールを示した資料

イ 来場者に訴求すべき熊本県及びくまモンの魅力を有した企画の概要

③実施体制等

④イベント企画案

ア ステージ等の企画・運営

イ 物産展等の企画・運営

ウ ア、イの効果を高めるための独自性のある企画・運営

エ イベントの告知展開企画

⑤見積書

費用の内訳を明確に示すこと。

【注意事項】

- ・サイズは原則A4版とし、クリップ留め（テープ等で留めないこと）とする。
- ・提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、長辺とじを基本とすること。
- ・イメージ図等の使用やフォントは自由とする。また、文字数やページ数に制限は設けない。

(2) その他

- ①くまモンの利用に関する要件等については、「くまモンオフィシャルホームページ（くまモン利用申請、くまモン出動依頼等）」を参考にすること。
- ②原則として提案内容をベースに業務を実施することとするが、必要に応じて協議の上、変更する場合がある。

9 提出期限

(1) エントリー申込書（様式1）

令和7年（2025年）8月1日（金）17時まで

※提出方法については、持参、郵送、FAX、メール可。

※期限内に提出がない場合は、提案書の受付け不可。

(2) 質問書（様式5）

令和7年（2025年）8月12日（火）17時まで

※提出方法については、メールとする。

(3) 企業概要（様式2）、提案書（様式3）、「7提出物」の（3）～（6）、事業者の取組に関する申出書（様式4）

令和7年（2025年）8月22日（金）17時まで

※提出方法については、持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着。

10 提出先

熊本県大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階

担当（公益社団法人熊本県観光連盟関西地区支部兼務）：清田、工藤

TEL：06-6344-3883 FAX：06-6344-3807

E-mail：oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp

11 委託候補者の選定

(1) 第一次審査（書類）

資格審査のうえ、次表の審査項目及び評価項目に基づき提案書の内容を審査する。

① 開催日等

- ・開催日：令和7年（2025年）8月26日（火）
- ・結果：提案書記載のメールアドレスあてに通知する。

② 審査員

大阪事務所職員3人とする。

③ 委託候補者の選定

本業務に適した委託候補者を4～5者程度選定する。

※選定理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを行う。

※応募者が少数（5者以下）の場合は第一次審査を実施しないこととする。

選定に当たっては、次の評価項目について審査を行う。

審査項目	評価項目	配点
実施方針・ イベント企画案 等 (配点65点)	① 業務の実施方針 仕様書で定めた業務内容を十分に理解しているか	10
	② 当日の現場での展開及び告知展開企画 ア 効果的なステージイベントの企画内容となっているか イ 効果的な物産展の企画内容となっているか ウ 効果的な告知展開が提案されているか	20
	③ 効果を高めるための企画 ステージ及び物産展の効果を高める独自性のある企画内容となっているか	20
	④ 業務計画 業務計画が、前記②、③の実現に向けて、妥当かつ現実的であるか	15
実施体制等 (配点30点)	① 実施体制 実施内容に対して、適切な人員が確保されているか、役割分担が明確かつ適切であるか、迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	10
	② 類似業務の実績	

	本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があって業務を遂行するにあたり有益な知見があると判断できるか	10
	③ 実施能力 組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ・管理体制が示されているか	10
事業者の取り組み評価 (配点5点)	① 熊本県ブライト企業の認定を受けている ② 障害者支援施設等からの物品および役務の調達実績(当該年度又は前年度)がある ③ 事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれか認証を受けている ④ 森林吸収量認証書の交付実績がある ⑤ 熊本県SDGs登録制度に登録している ⑥ パートナiership構築宣言の登録をしている 1項目該当 ⇒ 1点 2項目該当 ⇒ 3点 3項目以上該当 ⇒ 5点	5
計		100

(2) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査を通過した提案については、提案者がプレゼンテーションを行うこととし、審査により最も事業の実施効果が高い提案者を委託候補者として選定する。

① 開催日等

- ・開催日：令和7年（2025年）9月1日（月）
- ・時 間：第一次審査で選定された者に別途通知
※持ち時間は質疑等を含め30分程度
- ・場 所：熊本県大阪事務所
- ・結 果：提案書記載のメールアドレスあてに通知する。

※選定理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

② 審査員

熊本県大阪事務所長、同次長、職員1人の計3人とする。

③ 審査及び委託候補者の選定

ア 提案書及び参加者のプレゼンテーションを第一次審査の評価項目に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者として選定する。

- イ 審査員の持ち点は各 100 点とし、合計点は 100 点×3 人＝300 点とする。なお、最低基準を 150 点とし、最低基準未満の場合は、委託候補者該当なしとして再度公告のうえ、提案書を募集する。
- ウ 1 位が複数出た場合、1 位を選定した審査員の多い提案から順に委託候補者、次点者を決定する。なお、1 位を選定した審査員が同数の場合は、審査員の多数決により決定する。
- エ 委託候補者が、「6 参加資格」の要件に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

12 委託契約の締結

(1) 契約の締結

熊本県大阪事務所は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書①を徴取し、事業費上限の範囲内で委託契約を締結する。

公益社団法人熊本県観光連盟関西地区支部は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書②を徴取し、事業費上限の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約について協議する。

(2) 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第 77 条の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結までに納付すること。

ただし、熊本県会計規則第 78 条の規定に該当する場合は免除とし、具体的には、次のとおりとする。

- ①保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結までに提出したとき
- ②過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

13 その他

- (1) 一度提出された書類については、原則として差し替えを認めない。
- (2) 提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提案書の作成、提出及び選定に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (4) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (5) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づき公開することがある。
- (6) 提案書の企画案に関しては、業務として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 本業務により作成した成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法

律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとする。

(8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ①関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
- ②関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ③関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ④申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- ⑤その他、審査を行うに当たって不適当と認められるとき

(9) 委託候補者が、参加要件を満たしていないことが判明した場合は、契約締結ができない。(この場合、次点者と契約について協議を行うものとする。)

(10) 委託候補者を選定した後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するため、その者に対し業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(11) エントリー申込後に辞退する場合は、参加辞退届(様式6)を提出すること。

14 主なスケジュール(予定)

項 目	期 日	備 考
① 募集開始	7月18日(金)	熊本県ホームページに掲載
② エントリー申込書 提出期限	8月1日(金) 17:00(必着)	(提出先) 熊本県大阪事務所
③ 質問書提出期限	8月12日(火) 17:00(必着)	(提出先) 熊本県大阪事務所 回答については、メールにより通知
④ 提案書提出期限	8月22日(金) 17:00(必着)	(提出先) 熊本県大阪事務所
⑤ 第一次審査(書類審査)	8月26日(火)	結果については、メールにより通知
⑥ 第二次審査 (プレゼンテーション)	9月1日(月)	(会場)熊本県大阪事務所 結果については、メールにより通知
⑦ 企画内容協議・調整、契 約締結	～9月中旬	

【提出先、お問合せ先】

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階
 担当(公益社団法人熊本県観光連盟関西地区支部兼務): 清田、工藤
 TEL: 06-6344-3883 FAX: 06-6344-3807
 E-mail: oosakajimu@pref.kumamoto.lg.jp